

第 2 6 回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

平成 2 5 年 6 月 2 8 日（金）午後 2 時 0 0 分より
於：島原市有明庁舎 3 階大会議室

第 26 回 島原市農業委員会総会

1. 開会日時 平成 25 年 7 月 26 日（金） 16 時 28 分
2. 閉会時間 平成 25 年 7 月 26 日（金） 16 時 58 分
3. 開催場所 有明庁舎 3 階大会議室
4. 出席委員者の数 27 名 欠席者 4 名
5. 議 案
 - 第 1 号議案 第 25 回島原市農業委員会総会 第 3 号議案の継続審議の案件について
 - 第 2 号議案 農地法第 3 条（所有権設定）の規定による許可申請について
 - 第 3 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請について
 - 第 4 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 - 第 5 号議案 非農地証明願について
 - 第 6 号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について
 - 第 7 号議案 下限面積（別段の面積）の設定について
 - 第 8 号議案 島原市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について
6. 報告事項 合意解約通知書について
使用貸借解約通知書について

事務局

本日は会長が欠席のため、島原市農業委員会会議規則第 5 条により、会長代理が議長となります。

議長

只今より、第 26 回島原市農業委員会の総会を開催します。

本日、・・・番、・・・番委員、・・・番委員、・・・番委員は所要の為、欠席との連絡がっております。

出席委員は、31 名中 27 名で定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則第 15 条第 2 項の規定により、議長が指名することになっており、・・・番委員、・・・番委員を指名します。

議長

第1号議案、第25回島原市農業委員会総会第3号議案の継続審議の案件を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

前回の継続審議の内容としましては、隣接農地の所有者の了承が出来ておらず、了承確認後に審議することとなっておりますので報告します。

申請者代理人に確認したところ、7月4日に隣接農地の所有者と現地立ち会いを行い了承されたと連絡がっております。

その現地立ち合いを受け、被害防除計画書と平面図の修正がっており、お手元に配布しております。

事務局においても、隣接農地の所有者に直接連絡し、了承したとの確認を取っております。
ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありました、第1号議案について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案、農地法第4条第1項の規定による許可申請は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

議長

第2号議案、農地法第3条の規定による許可申請の1番から4番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

1 番の譲受人は、畑 2 筆 9 1 平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は 8, 9 9 4. 8 1 平方メートルで、農機具は、トラクター 1 台、耕耘機 1 台、田植機 1 台、トラック 1 台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

2 番の譲受人は畑 1 筆 2, 5 7 1 平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は 6, 0 7 1 平方メートルで、農機具は、トラクター 1 台、リフト 1 台、ショベル 1 台、トラック 2 台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

3 番の譲受人は畑 1 筆 7 9 平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は 5, 2 7 6 平方メートルで、農機具は、トラクター 1 台、耕運機 1 台、キャリア 1 台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

4 番の譲受人は、畑 2 筆 1, 3 9 1 平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は 1 2, 5 6 7 平方メートルで、農機具は、トラクター 1 台、耕運機 1 台、田植機 1 台、コンバイン 1 台、うねあげ機 1 台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

1 番について、譲受人は、農家で 6 0 年の農作業暦があります。妻と 2 人で農業を営んでおり水稲、レタス、キャベツ、トウモロコシを作付けし、通作距離は歩いて 1 分ということであり、問題なしと見て参りました

ご審議のほど、よろしくお願いします。

現地調査員

2 番について、譲受人は、畜産業で 5 0 年の農作業暦があります。子供と 2 人で和牛 5 2 頭を肥育しており、通作距離は車で 5 分ということであり、問題なしと見て参りました

ご審議のほど、よろしくお願いします。

現地調査員

3 番について、譲受人は、兼業農家で 3 8 年の農作業暦があります。妻、子の 3 人で農業を営

んでおり、水稻、白菜、にんじん、キャベツを作付し、通作距離は約1 kmということであり、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

現地調査員

4 番について、譲受人は、農家で4 5年の農作業暦があります。妻と2人で農業を営んでおり、水稻、ジャガイモ、イチゴ、ブロッコリーを作付し、通作距離も歩いて1分ということであり、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありました、第2号議案の1番から4番について、ご意見等はありませんか。
(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案の1番から4番の所有権移転は許可することに決定します。

議長

次に、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の1番を上程します。 事務局の説明を求めます。

事務局

申請人は、申請地227.66平方メートルに、木造平家建住宅1棟115.92平方メートルを建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の用途未指定地域用地となっており、住宅が連たんしていることから第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

申請地は・・・町の一角にあり、北側は雑種地、東側は国道、南側は道路を挟んで宅地、西側は申請者所有の宅地となっております。

雨水は溜枡より道路側溝へ、汚水および生活雑排水は合併浄化槽を経由し道路側溝へ流すこととなり、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案農地法第4条の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の2番を上程します。

本件については、農業委員会等に関する法律第24条の規定により、除^{じよせき}斥の必要がありますので、・・・番 委員の退場を求めます。

(委員 退場)

事務局の説明を求めます。

事務局

2番の申請人は、申請地1、164平方メートルに、太陽光発電施設(722.40平方メートル、46.50kwの2施設)を設置したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地外で農地の集団性が10%未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査委員

2番の申請地は・・の一角にあり、東側は申請者の雑種地、南側は牛舎、西側は里道をはさみ申請者農地、北側は農地となっております。

雨水は自然流下するということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案、農地法第4条の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

・・番 委員の入場を求めます。

(委員入場)

委員に関する案件は、許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定しましたので報告します。

次に、第4号議案農地法第5条の規定による許可申請の1番、2番は関連がありますので同時に上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

1番の譲受人は申請地419平方メートルを譲り受け、木造二階建住宅66.37平方メートルと、木造平家建住宅67.59平方メートルを建築したいとの申請です。なお、木造平家

建住宅は父が建築し、夫婦で住まわれるとのこと。

申請地は、都市計画区域内の第1種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

2番は同じく申請地110平方メートルの持分1/10を譲り受け、1番の申請地に通じる進入路及び隣接地への通路として利用したいとのこと。

申請地は、都市計画区域内の第1種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

1番の申請地は・・・・・・の一角にあり、北側は里道を挟んで宅地、東側は第4号議案2番申請中の農地、南側は農地及び譲渡人所有の雑種地、西側は農地になっております。

雨水は溜桝を通じ道路側溝へ、汚水および生活雑排水は合併浄化槽を経由し道路側溝へ放流するというので、問題なしと見て参りました。

2番の申請地は・・・・・・の一角にあり、北側は里道を挟んで宅地及び公道、東側は宅地、南側は譲渡人所有の雑種地、西側は第4号議案1番申請中の農地になっております。

雨水は道路側溝及び隣接する譲渡人所有雑種地を経由し道路側溝へ放流する。なお、隣接雑種地は今後造成時に側溝等も整備するというので、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案の1番及び2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、1番及び2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番及び2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

3番の譲受人は申請地836.65平方メートルを譲り受け、宅地を4区画造成し分譲したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第1種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。
ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

3番の申請地は・・・町の一角にあり、北側は宅地、東側は里道及び水路をはさみ農地、南側は雑種地、西側は市道になっております。

擁壁を設け、30cmから100cm程度の盛土を行うということです。

雨水は側溝を設けて道路側溝へ、住宅建築後の汚水および生活排水は合併浄化槽を経由し道路側溝へ放流するというのが条件ということなので、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番

は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第5号議案 非農地証明願について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案 非農地証明願について、

申出地671平方メートルは、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域で、平成4年頃より普賢岳噴火災害に起因する土石流被害を受け耕作不能となっているとのことです。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

申出地は、・・・・・・の一角にあり、北側は農地、東側は里道を挟み市営住宅、南側は保育園、西側が平成25年3月非農地証明申請済みの山林となっております。

現状を見ると木が生い茂っており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第5号議案について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第5号議案の非農地証明書を交付することに決定します。

次に、第6号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画（案）の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、5ページから8ページに記載のとおりで

耕作権の新規設定	15件	56筆	37,690.51㎡
----------	-----	-----	------------

耕作権の再設定	3件	11筆	7,778.00㎡
---------	----	-----	-----------

耕作権移転	2件	3筆	1,563.00㎡
-------	----	----	-----------

合計	20件	70筆	47,031.51㎡
----	-----	-----	------------

です。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、9ページに記載のとおりで、3件 5筆 5,509㎡です。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、農用地利用集積計画（案）を承認することに決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議がないようですので、第6号議案は承認することに決定します。

次に、第7号議案、下限面積（別段の面積）の設定について上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

第7号議案、下限面積（別段の面積）の設定についてについて説明します。

本市農業委員会では、農地の権利を取得する場合、農地を最低限保有しなければならない面積、いわゆる下限面積を農地法第3条第2項第5号の規定により、旧島原市（安中村、島原町、杉谷

村)の地域について、30アールと定めております。

しかし、平成22年12月22日付、農林水産省経営局長通知で「この下限面積の設定又は修正の必要性について総会において審議することとなっているため提案するものであります。

この下限面積の設定につきましては、以前より現行の面積で施行・運用しており、現在に至るまで、なんら問題が生じていませんので現行のとおり引き続き施行してよろしいか、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、旧島原市(安中村、島原町、杉谷村)の下限面積を30アールとすることに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、第7号議案は原案どおりに決定します。

次に、第8号議案、島原市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

第8号議案、島原市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について説明いたします。

前回第25回農業委員会総会で、市議会推薦委員の辞任の同意により辞任された・・・・・・委員が農業委員会推薦委員として島原市農業振興地域整備促進協議会委員なられていましたが、農業委員の辞任に伴い島原市農業振興地域整備促進協議会委員も退任になり、市長より次期委員の推薦依頼がきておりますので、次期委員の推薦方よろしくお願いします。

議長

本件については、議長において指名推選いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、議長において指名推選いたしたいと思います。島原市農業振興地域整備促進協議会委員に・・・・の・・・・委員を推薦したいと思います。

本件については、農業委員会等に関する法律第24条の規定により、除^{じょ}斥^{せき}の必要がありますので、・・・・委員の退場を求めます。

(委員 退場)

議長

ただいま指名いたしました・・・・委員を島原市農業振興地域整備促進協議会委員に推薦することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、・・・・委員を推薦することに決定します。

・・・・委員の入場を求めます。

(委員入場)

議長

次に、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

議案集11ページをご覧ください、農地法第18条の合意解約通知書については、2件 5筆 3, 593㎡の届けがありました。

使用貸借解約通知書については、1件 1筆 3, 500㎡の届けがありました。

議長

ただいまの報告に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

これで、第26回島原市農業委員会総会を閉会します。

午後4時58分